

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	再任用職員・会計年度任用職員の社会保険に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

府中市は、再任用職員・会計年度任用職員の社会保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都府中市長

## 公表日

令和6年1月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	再任用職員・会計年度任用職員の社会保険に関する事務
②事務の概要	東京都市町村職員共済組合短期給付・福祉事業、厚生年金保険に関する事務(被保険者資格の取得・喪失、賞与額の報告、各種給付の申請)、労働者災害補償保険に関する事務(労働者の負傷・疾病・障害・死亡等に関する給付の申請)及び雇用保険に関する事務(被保険者資格の取得・喪失、各種給付の申請)を行う。 【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】 上記に関する事務の申請書及び報告書の作成・提出
③システムの名称	人事・給与システム
2. 特定個人情報ファイル名	
社会保険番号情報、社会保険料確認表(例月)、社会保険料確認表(賞与)、労働者災害補償保険料確認表及び雇用保険料確認表	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	府中市総務管理部職員課
②所属長の役職名	職員課長
6. 他の評価実施機関	
府中市教育長	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	府中市市民協働推進部広聴相談課 住所:〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 電話番号:042-366-1711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	府中市総務管理部職員課 住所:〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 電話番号:042-335-4051

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ O ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	I 5. ②所属長の役職名	職員課長 古森 寛樹	職員課長	事後	様式の変更による修正。
令和1年6月20日	II 1. 対象者人数 いつの時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	様式の変更による修正。
令和1年6月20日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	様式の変更による修正。
令和1年6月20日	IV リスク対策	—	新設	事後	様式の変更による新設。
令和3年2月24日	表紙、I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	嘱託員・臨時職員	会計年度任用職員	事後	評価書見直し時期による修正。
令和3年2月24日	II 1. 対象者人数 いつの時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	評価書見直し時期による修正。
令和3年2月24日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	評価書見直し時期による修正。
令和4年1月11日	II 1. 対象者人数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	評価書見直し時期による修正。
令和4年1月11日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	評価書見直し時期による修正。
令和5年1月1日	I 1, ②事務の概要	健康保険	東京都市町村職員共済組合短期給付・福祉事業	事後	評価書見直し時期による修正。
令和5年1月1日	I 5. ①部署	政策総務部	総務管理部	事後	評価書見直し時期による修正。
令和5年1月1日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	政策総務部広報課	市民協働推進部広聴相談課	事後	評価書見直し時期による修正。
令和5年1月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	政策総務部	総務管理部	事後	評価書見直し時期による修正。
令和5年1月1日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	評価書見直し時期による修正。
令和5年1月1日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	評価書見直し時期による修正。
令和5年1月1日	I 関連情報>3.個人番号の利用>法令上の根拠	番号法第9条第3項	番号法第9条第4項	事後	号ズレの修正
令和6年1月1日	II 1. 対象者人数 いつの時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事前	評価書見直し時期による修正。
令和6年1月1日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事前	評価書見直し時期による修正。